| | |
|---|---|
| 三　人事院規則16―３（災害を受けた職員の福祉事業）に規定する次に掲げる事項<br>⑴～⑶　（略）<br>（３の２）　第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。<br>⑷～⑿　（略）<br>四　人事院規則16―４（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項<br>⑴～⑯　（略）<br>（削る）<br>３・４　（略） | 三　人事院規則16―３（災害を受けた職員の福祉事業）に規定する次に掲げる事項<br>⑴～⑶　（略）<br>（新設）<br>⑷～⑿　（略）<br>四　人事院規則16―４（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項<br>⑴～⑯　（略）<br>⑰　第37条の規定により読み替えて適用する第30条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている日について定めること。<br>３・４　（略） |

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

**人事院公示第７号**

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16―０（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別表** | **別表** |

| 期間の区分 | 率（単位％） |
|---|---|
| 昭和60年６月30日以前 | 153（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、145） |
| 昭和60年７月１日から昭和61年３月31日まで | 145 |
| 昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで | 141 |
| 昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで | 139 |
| 昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで | 135 |
| 平成元年４月１日から平成２年３月31日まで | 131 |
| 平成２年４月１日から平成３年３月31日まで | 126 |
| 平成３年４月１日から平成４年３月31日まで | 121 |
| 平成４年４月１日から平成５年３月31日まで | 117 |
| 平成５年４月１日から平成６年３月31日まで | 114 |
| 平成６年４月１日から平成７年３月31日まで | 112 |
| 平成７年４月１日から平成８年３月31日まで | 110 |
| 平成８年４月１日から平成９年３月31日まで | 108 |
| 平成９年４月１日から平成10年３月31日まで | 106 |
| 平成10年４月１日から平成11年３月31日まで | 104 |

| 期間の区分 | 率（単位％） |
|---|---|
| 昭和60年６月30日以前 | 149（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、141） |
| 昭和60年７月１日から昭和61年３月31日まで | 141 |
| 昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで | 137 |
| 昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで | 135 |
| 昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで | 132 |
| 平成元年４月１日から平成２年３月31日まで | 127 |
| 平成２年４月１日から平成３年３月31日まで | 122 |
| 平成３年４月１日から平成４年３月31日まで | 118 |
| 平成４年４月１日から平成５年３月31日まで | 114 |
| 平成５年４月１日から平成６年３月31日まで | 111 |
| 平成６年４月１日から平成７年３月31日まで | 109 |
| 平成７年４月１日から平成８年３月31日まで | 107 |
| 平成８年４月１日から平成９年３月31日まで | 105 |
| 平成９年４月１日から平成10年３月31日まで | 103 |
| 平成10年４月１日から平成11年３月31日まで | 101 |